

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月10日(木) 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員12名+推進委員2名)

農業委員(12名)

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、
5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、8番 高崎雅俊、
9番 水上昭和、11番 占部 博、12番 遠藤讓一、13番 阿部 進

推進委員(2名)

1番 松田隆春、5番 小野博文

- 4 欠席委員(欠員は農業委員1名)
4番 吉崎康正

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第8号 非農地証明願の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 荒牧 裕次
係長 佐野 史晃
主査 原 美佐子

8 会議の概要

議 長 　ただ今から、令和 5 年度 第 5 回農業委員会を開会いたします。本日の委員 13 名中 12 名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第 1 の、議事録署名委員の指名を行います。3 番 武田委員、5 番 森田委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第 2 審議案件に入ります。

　まず、議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 　1 ページ議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、2 ページ農地法第 3 条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号 1 番 説明】

議 長 　事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 　問題ありません。

議 長 　事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 　なし

議 長 　ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号 1 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番について許可と決定いたします。

議 長 　つづきまして、議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号 1 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 7 ページ議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして8 ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 問題ありませんので、よろしくをお願いします。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 現地を見られたとおりの状態なので問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 現地での説明の通り、前回許可した範囲を超えて設置した設備を撤去させた今回の事務局の判断は大変正しいものと思います。今後ともこのようなことがあれば対応をお願いいたします。

係 長 今回、神奈川県会社ということもありましたので判断しました。地元の業者さんの場合、どこまでお願いするべきか、皆さんにお諮りしてということもあると思いますが、今回は撤去をお願いしました。

議 長 厳しい指導でありましたが、今後お願いします。

議 長 他に無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。では、事務局説明をお願

いします。

係 長 15 ページ議案第 17 号 農用地利用集積計画の決定につきまして、16 ページをご覧ください。こちらは機構からの所有権移転です。

【説明】

次に、17 ページをお願いします。
農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

【説明】

継続・新規合計 2 筆の利用権設定となり、合計面積は 5,226 m²となります。以上でございます。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第 3, 報告事項でございます。
報告第 8 号非農地証明願の届出について、事務局より説明をお願いします。

係 長 続きまして、19 ページ報告第 8 号 非農地証明願届出につきまして、20 ページをご覧ください。非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。以上となっております。

議 長 　ただ今の事務局からの報告、第8号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

委 員 　毎回、非農地の理由が同じですね。放置して山林化したら非農地証明できるといことで悪用されることもあるので、そのように山林化しない形で指導対策をお願いします。

議 長 　他によろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。